

平成21年4月1日より

船員健康管理手帳の交付要件が変わりました。

○ 船員健康管理手帳制度

元船員で一定の要件に該当する方は、申請により**船員健康管理手帳**が交付されます。

手帳の交付を受けると、指定された医療機関で年2回の**健康診断**を**無料**で受けることができます。

○ 船員健康管理手帳交付要件

これまでの交付要件

- ① 両肺野に石綿による不整形陰影、又は石綿による胸膜肥厚があること。
(石綿を取り扱う作業に従事していた方に限る。)
- ② 下記の作業に1年以上従事していた方(ただし、初めて石綿の粉じん
に暴露した日から10年以上経過していること)
 - (i) 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - (ii) 石綿が吹き付けられた船内の施設、設備等の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)
- ③ ②の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方

新規交付要件

- ④ 石綿の取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(石綿を取り扱う業務を除く。)に従事していた方で、両肺野に石綿による不整形陰影、又は石綿による胸膜肥厚があること。

船員健康管理手帳の交付申請手続きについて

○ 船員健康管理手帳の交付申請手続き

○ 船員健康管理手帳の交付を申請する方は、以下の必要書類を国土交通省又は地方運輸局等に提出して下さい。

(申請書は地方運輸局等の窓口に着いている他、国土交通省HPより入手することができます。)

石綿を取り扱う作業に従事した経験が交付要件以上の期間ある方

- ① 交付申請書
- ② 従事歴申告書
- ③ 船員保険被保険者記録

交付要件②、③

上記①～③に加え、次の書類のいずれか。

- ④ 石綿を取り扱う作業に従事していたこと及び従事期間について記載した船舶所有者の証明書
- ⑤ ④が入手できない場合は、本人の申立書及び次に掲げるいずれかの書類
 - (i) 船員手帳
 - (ii) 給与明細の写し
 - (iii) 石綿を取り扱う作業に従事していたこと及び従事期間について記載した2名以上の同僚の証明書
 - (iv) その他本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

両肺野に石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚がある方

上記①、②の書類のほか、レントゲン写真又はCT写真。

交付要件①、④

○ 注意事項

申請から船員健康管理手帳の交付までに要する期間は15日から1ヶ月となります。

船員健康管理手帳制度に関するお問い合わせは

国土交通省海事局運航労務課安全衛生室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-5253-8111 内線45255

最寄りの地方運輸局等

(地方運輸局等窓口一覧<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh10.html>)

船員健康管理手帳の交付を受けた方は、医療機関(又は社会保険事務局)から、年に2回の無料健康診断の受診に関する案内があります。
通知がきましたら、**無料健康診断**を受けることができます。

(参考) 船員保険における職務上の給付の申請手続き(社会保険事務局等へ)

中皮腫等石綿に関する疾患が発症した場合は、職務上の疾病として保険給付の申請を行うことができます。(詳細については、船員保険を取り扱う最寄りの社会保険事務局等へお問い合わせください。)